

13 Society5.0の社会を地域から支える人材育成のための高校教育環境の整備

(文部科学省)

【要望項目】 制度・予算

Society5.0に示されたこれからの社会を生きる力を身につけるため、高等学校が市町や地元産業界の協力を得て、地域課題を解決する学習活動を展開する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の予算を確保するとともに、本県において新しいキャリア教育モデルを構築できるよう、事業指定を行うこと。

《現状・課題等》

- 本県では、県立高等学校のあり方や活性化に係る5ヵ年計画「県立高等学校活性化計画」を2017年にスタートさせました。また、2016年1月に閣議決定された「Society5.0」における高等学校では、生徒一人ひとりが自らの将来を考え、実現するために必要な学びが能動的にできる場に転換することが求められています。このような社会を生きる力として、活性化計画では「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」（自立する力）や「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」（共生する力）を育成することとしています。
- 2016年には、伊勢志摩サミットやジュニアサミットが本県で開催され、実践的な語学力だけでなく、相手の意見をふまえてディスカッションする力や郷土三重の伝統や文化について深く知り、それらを説明する力が重要であるという認識が深まりました。このため本県では、郷土とグローバルの双方を相互にとらえながら、異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を育むとともに、リーダーシップやチームワークを発揮して価値観の異なる多様な人々と協働していく力を育成することとしています。
また、本県は、第2次産業が32.8%（全国平均：25.2%）と全国に比べて高い“ものづくり県”であることから、地域産業をけん引する技術者を育成するため、工業高等学校に専攻科を設置し、地域の企業との連携のもと、企業での実習と学校での講義等を組み合わせたデュアルシステムを通じて実践的な知識・技能や技術の定着を図ることとしています。
- 保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を行うため、地域には多様な体験・交流の場を提供する役割が期待されています。本県では、地域を学び場とした教育の充実を図り、地域の課題を解決しようとする生徒の意欲や態度を育成するため、地域の産業界や行政と協力し、「地域とともにある学校づくり」と学校の特色化・魅力化を進めています。
- 本県における地域と一体となり魅力化・特色化した高等学校の取組を、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」で加速することにより、本県の新しい「地域課題解決型キャリア教育モデル」を確立・展開し、「地域総がかり」で持続的に取り組むことで、高等学校が所在する地域の魅力を高め、地域の活力につながるだけでなく、高校生が地域住民や職業人と深く関わり課題解決に取り組むことを通じて、将来の地域を支える力を育むことにつながると考えています。

担当課名 教育委員会事務局教育政策課・高校教育課

「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の取組の三重県での展開

県立高等学校活性化計画の策定(2017年3月)

中学校卒業生数の減少が見込まれる中、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しつつ、県立高等学校のあり方や活性化についての計画

県立高等学校活性化計画の人材育成の取組からモデル校へのエントリーによる一層の躍進と他の県立高等学校への展開

● Society 5.0に向けた人材育成の考え方

地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びの実現等を通じて、高等学校を地方創生の核として、生徒が「やりたいこと」を見つけられる教育機関へと転換し、地域の良さを学びコミュニティを支える人材を育成する

県立高等学校活性化のための人材育成の取組

①地域の産業をけん引する人材の育成

- 技術の高度化・産業のグローバル化に対応した人材育成
- 生産現場でリーダーとなる技術者の養成
- 産業社会で必要となる要素を学び企業等で活躍できる力の育成

②地域で学び地域を活かす教育の推進

- 地域や地域産業の担い手として活躍し、生涯にわたり学び続ける資質を育成するため、地域を学び場とした教育を推進
- 小規模校では地元産業界や行政と協議会を作って活性化を推進

③グローバル人材の育成

- 「グローバル三重教育プラン」、「伊勢志摩サミット」の成果を承継
- 郷土や異文化の理解、リーダーシップやチームワークを発揮して価値観の異なる人々と協働する力を育成

地域との協働による高等学校教育改革推進事業へのエントリー（予定）

プロフェッショナル型

四日市工業高校 ものづくり創造専攻科

- 地元企業で組織する「協働パートナーズ」の講師が、最先端の技術や考え方を提供
- 「協働パートナーズ」による人材育成会議により求める人材や教育内容を協議
- 海外インターンシップで産業のグローバル化の最先端を体験



地域魅力化型

飯南高校、鳥羽高校、紀南高校等の地域の小規模校

- 産業の現状や課題の解決、展望について探究「いいなんゼミ」「地域産業とみかん」
- 地域の観光資源をフィールドワークし、インターンシップやデュアルシステムで学び、観光案内で成果を発信(とばっこらぶ)
- 地域の特産品である、茶を使用した緑茶ラテを企画・開発し、道の駅で販売(飯南高校)



グローバル型

宇治山田商業高校

- 地元伊勢市のオープンデータを活用し、観光や環境の改善点を考えて自治体に提案
- 商業教育に交換留学やオールイングリッシュの授業を取り入れ、経済のグローバル化に対応できる力を育成
- 伊勢志摩サミットを契機に英字新聞を作成

学生が作成した英字新聞



【要望項目】

Society5.0に示されたこれからの社会を生きる力を身につけるため、高等学校が市町や地元産業界の協力を得て、地域課題を解決する学習活動を展開する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の予算を確保するとともに、本県において新しいキャリア教育モデルを構築できるよう、事業指定を行うこと。

【教育委員会事務局】

14 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

【要望項目】 制度・予算

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保すること。特に、東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等を契機とした交流促進、スポーツを通じた地域活性化を担う人材の育成など、各地方自治体のさまざまな取組を推進するため、「スポーツによる地域活性化交付金（仮称、5年間の時限措置）」を創設するなど、地方自治体の政策実現に向けた支援を行うこと。

- 1 東京オリンピック・パラリンピック開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、地方自治体が行う事前キャンプ地誘致、ホストタウン等の取組に係る財政支援等の制度を充実させること。
- 2 とりわけ、2020年3月26日からスタートすることが決まった聖火リレーについて、地域が創意工夫を凝らし、その特色を遺憾なく発揮したりレーが実現できるよう、走行ルートやランナーの選定等にあって地域の自主性を十分確保すること。また、実施にあたって多大の経費が見込まれることから、財政負担の軽減を図る支援措置を講じること。
- 3 東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍を目的とした競技力向上のための取組に加え、大会後も将来にわたって「スポーツを通じた地域活性化」を担う人材を育むための取組への支援を行うこと。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等の大規模イベントを契機として、スポーツで地方全体が盛り上がるのが大切であり、さらに大規模イベントを一過性のものにせず、終了後の地域活性化や人材育成につなげていく必要があります。

まず、オリンピック・パラリンピック競技大会等を通じた事前キャンプ地誘致やホストタウンなどの取組が盛んに行われることにより、地域住民がスポーツを通じた国際交流への関心をより高めるとともに、その後の地域活性化につなげることが必要です。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等で活躍した選手が、地域の競技スポーツをけん引するだけでなく、住民全体のスポーツへの関心を高め、地域の文化・経済発展の好循環を生み出すような、「スポーツを通じた地域活性化」を推進できる人材を育成することが重要であり、そのことがアスリートの充実したセカンドキャリアの形成にもつながります。

一方、現在の国のスポーツ関連予算は、地方が地域活性化や指導者等の人材育成のために主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各地方自治体それぞれのスポーツ関連施策を推進するために、「スポーツによる地域活性化交付金（仮称、5年間の時限措置）」を創設するなど、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

- 1 東京オリンピック・パラリンピックの成功のためには、東京だけでなく全国各地で開催機運が醸成されるとともに、開催効果が各地域に波及し、地域活性化につながることも重要です。本県においても、昨年から2021年までの5年間を「みえのスポーツイヤー」と位置づけ、来年はその3年目にあたることから、スポーツ推進の取組の加速化をさらに強めていくこととしています。特に来年は、間近に迫る東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組を進める最後の年であると捉え、スポーツへの機運醸成や地域の活性化に取り組み、「スポーツを通じた元気な三重づくり」を進めていくこととしています。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の一環として、多くの地方自治体が各国代表チームの事前キャンプ地誘致に取り組んでおり、日本各地でキャンプが実施されることによって、地域活性化や国際交流が図られることとなります。

本県でも、一昨年開催された伊勢志摩サミットで関係ができたカナダを重点国として、キャンプ地誘致やホストタウンの推進に取り組んでいます。しかし、キャンプ地誘致やホストタウン登録をめざすには、誘致活動中や登録申請前における交流事業費など多額の費用が全て地方自治体の負担となるため、これらに対する財政支援制度が必要です。

また、全国で実施される聖火リレーの成功のためには、国と地方が連携・協力することにより地方全体が盛り上がるのが不可欠ですが、そのための費用や国・組織委員会と都道府県との間での役割について、地方に多大な負担が生じています。聖火リレーの的確な実施に向けて、地方の財政負担を軽減するとともに、国等と地方の十分な協議を行う場の確保や役割分担の適正化が必要です。

- 2 本県では、三重とこわか国体での天皇杯獲得のため、またその後も継続して本県の競技スポーツを担う人材育成につなげるため、素質あるジュニア・少年選手の育成を図るとともに、優れた指導者の養成と指導体制の構築に取り組んでいます。今年度から開始している「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」では、地方にいても全国トップレベルの指導スキルを修得するとともに、指導者およびサポートする人材でチームを構成することにより指導体制の構築を図ることができる全国でも先進的な取組です。これら指導者の養成や指導体制の構築、選手の活動支援など、地方で実施する競技力を高めるための取組に対する財政支援制度が必要です。

また、東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等の国際大会・大規模大会での地元出身選手の活躍は、地域住民に夢と希望を与えるとともに、地域の一体感や活力を生み出します。大会で活躍した選手が競技生活を終えた後まで、その人材を企業等が積極的に登用するための支援制度や、その能力を地域社会に還元するためのスキルアップの機会を充実させるための支援制度が必要です。

3 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県、開催市町村では、大会運営、競技役員の養成、施設整備などに大きな財政負担が生じていますが、国の開催都道府県に対する財政措置は十分なものとなっていません。

また、「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく、オリンピック競技大会の実施競技・種目で、国民体育大会で未実施の競技・種目・種別については、本年3月に会場地選定を終えたところです。その開催経費等については、開催県および会場地市町村に負担の生じないよう対応するとしていますが、競技導入当初の開催県に比して大会規模が大きくなってきており、これまでの予算措置では不十分であり、開催県や会場地市町村が新たに財政的負担を負うことが想定されます。

さらに、第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）から、新たにボッチャ競技が導入されることから、本年3月に開催した国際大会の経験を競技運営に生かすよう努めているところですが、大会運営や競技役員の養成等、開催県や会場地市町に大きな負担が生じることが予想されます。

担当課名 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課、スポーツ推進課、競技力向上対策課
関係法令等 スポーツ基本法

14 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

【現状と課題】

東京オリンピック・パラリンピック等の国民的な大規模イベントを控え、地方全体が盛り上がりつつある中、スポーツ関連予算は地方が主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各地方自治体のスポーツ関連施策を推進するために、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

みえのスポーツ・イヤー本格展開

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
「スポーツ・イヤー元年」 重要な5年間スタート!	ポッチャ国際大会 県営陸上競技場リニューアル	2018 彩る感動 東海総体 全国高等学校総合体育大会	ラグビーワールドカップ 日本パラ水泳選手権大会	東京オリンピック・パラリンピック 全国中学校体育大会 ジャパンオープンパラ卓球大会

スポーツを通じた地域活性化

三重とわか国体
 ときめいて人かかやいて未来
三重とわか大会
 2021



全国高校総体開会式



フラッグツアー (歓迎イベント)



国体・障スポ大会開催決定

地方自治体の取組

東京オリ・パラに向けた取組①

- ・聖火リレーの実施に向けた検討

各地域の特色や魅力を発信できるリレーの実現を！



国と開催地の適切な役割分担、費用負担が重要



○聖火リレー実行委員会設置 (H30.9.6)

東京オリ・パラに向けた取組②

- ・事前キャンプ地誘致、ホストタウンの取組

○カナダ・アーティスティックスイミング連盟との協定締結式 (H30.9.26)



誘致決定前の財政支援制度が必要

国体・全国障害者スポーツ大会

- ・成功に向けた開催準備
- ・大会を契機とした地域活性化

課題
開催経費の約9割が県負担

○財政負担が大きい
○支援制度が少ない
○国と地方の連携・協力

【要望項目】

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保すること。特に、東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等を契機とした交流促進、スポーツを通じた地域活性化を担う人材の育成など、各地方自治体のさまざまな取組を推進するため、「スポーツによる地域活性化交付金(仮称、5年間の時限措置)」を創設するなど、地方自治体の政策実現に向けた支援を行うこと。

- 1 東京オリンピック・パラリンピック開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、地方自治体が行う事前キャンプ地誘致、ホストタウン等の取組に係る財政支援等の制度を充実させること。
- 2 とりわけ、2020年3月26日からスタートすることが決まった聖火リレーについて、地域が創意工夫を凝らし、その特色を遺憾なく発揮したリレーが実現できるよう、走行ルートやランナーの選定等にあたって地域の自主性を十分確保すること。また、実施にあたって多大の経費が見込まれることから、財政負担の軽減を図る支援措置を講じること。
- 3 東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍を目的とした競技力向上のための取組に加え、大会後も将来にわたって「スポーツを通じた地域活性化」を担う人材を育むための取組への支援を行うこと。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

【地域連携部】

15 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実に行うこと。
- 4 「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施する際の地方負担については、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。

《現状・課題等》

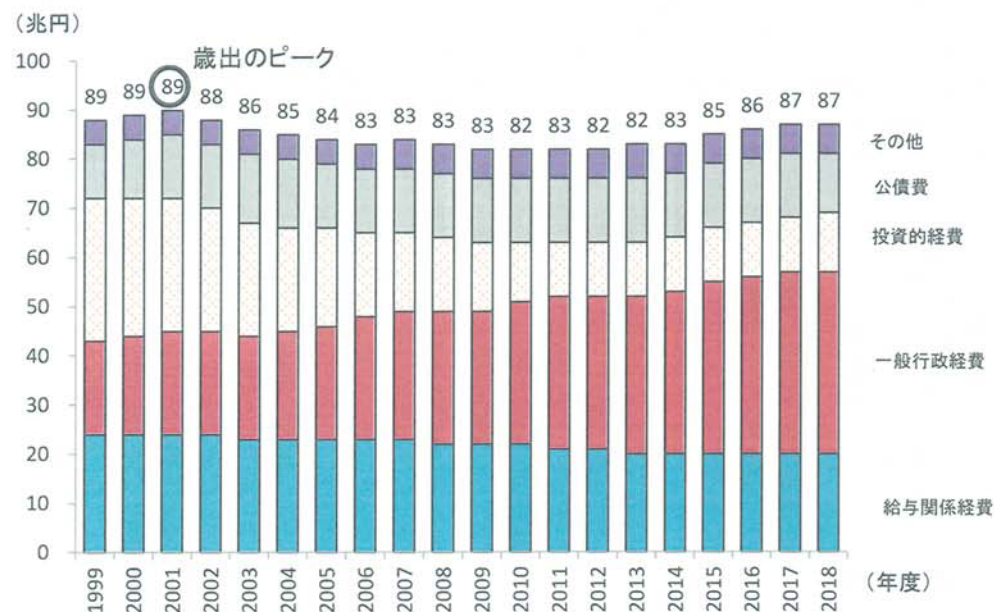
- 1 平成31年度地方財政収支の仮試算においては、地方の一般財源総額は、地方税・地方譲与税が前年度比で0.5兆円の増額となる一方で、地方交付税が前年度比で0.1兆円の減額、臨時財政対策債が前年度比で0.1兆円の増額となった結果、前年度比で0.6兆円増の62.7兆円となっています。なお、不交付団体水準超経費分を除く、交付団体ベースの一般財源総額は、前年度比で0.5兆円の増加となっています。
地方が責任を持って、人口減少対策、地域経済活性化、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策や公共施設等の老朽化対策など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。
- 3 国・地方を通じた厳しい財政状況や今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実に行うことが必要です。
- 4 消費増税による増収分の一部を活用するとされる社会保障を全世代型のものとするための「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施するにあたっては、地方財政の運営に支障が生じないよう施策の実施に必要な財政措置を国の責任において確実に講じることが必要です。

担当課名 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

15 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

地方財政計画の歳出の推移



地財審意見書等をもとに作成

地方債現在高に占める臨時財政対策債の推移



「平成 29 年度地方財政白書」(総務省)等をもとに作成

【要望項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実にすること。
- 4 「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施する際の地方負担については、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。

【総務部】

16 ゴルフ場利用税の堅持・地方法人課税の偏在是正

(総務省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方法人課税における税源の偏在是正に向けた方策をより一層進めること。

《現状・課題等》

- 1 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」であるという指摘や、ゴルフがオリンピックの正式競技として復帰したこと等、スポーツ振興の観点からも廃止を求める要望や議論があります。
しかしながら、その7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっていることから、受益者であるゴルフ場利用者が負担すべきものと考えます。
また、ゴルフ場利用税は都道府県・市町村の貴重な財源となっていることから、ゴルフ場利用税の堅持が必要であると考えます。
- 2 少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方自治体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増しています。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に向けた取組がなされています。
しかしながら、地方法人課税における都市と地方の税収格差が依然として大きいことから、消費税率10%段階における地方法人特別税・譲与税の廃止を踏まえ、さらなる偏在是正に向けた方策が求められています。

担当課名 総務部税務企画課、地域連携部市町行財政課
関係法令等 地方税法、平成30年度与党税制改正大綱

16 ゴルフ場利用税の堅持・地方法人課税の偏在是正

(総務省)

① ゴルフ場利用税の堅持

<ゴルフ場関連の行政需要>

- アクセス道路の整備・維持管理
- ゴルフ場周辺の地滑り対策
- 農薬・水質調査等の環境対策



受益者（ゴルフ場利用者）が
税として負担すべき

<税 収>

全 国：約 459 億 4 千万円
三重県：約 17 億 7 千万円

うち市町村交付金

全 国：約 325 億 1 千万円
三重県：約 12 億 6 千万円

（主な交付団体

【津 市】（全国 8 位）
約 3 億 1 千万円
【伊賀市】（全国 23 位）
約 1 億 8 千万円

地方の貴重な財源

② 地方法人課税の偏在是正

少子高齢化の加速 ・ 地域間の財政力格差の拡大

特に地方法人課税において、
消費税率 10% 段階で地方法人特別税・譲与税が廃止

税源の偏在是正に向けた新たな措置の検討
(平成 30 年度 与党税制改正大綱より)

より偏在性の小さい地方税体系の構築



【平成 30 年度 与党税制改正大綱より抜粋】

- ① ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。
- ② 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10% 段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る。

【要望項目】

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方法人課税における税源の偏在是正に向けた方策をより一層進めること。

【総務部、地域連携部】

